

インフルエンザ予防接種補助について

「インフルエンザ予防接種」を受けた被保険者に、接種費用の一部を補助いたします。詳細は以下のとおりです。

1. 接種期間 令和6年10月1日～令和7年1月末日
(領収日をこの期間とする)
2. 請求期間 令和7年2月14日(金) 健保必着

※期間後の受付はしません。早めに総務へ提出すること

3. 補助対象者 被保険者(1シーズン1人1回のみ)
4. 補助金額 1人1,000円
(接種費用が1,000円未満の場合は、その額)
5. 補助条件 領収書(本通)を提出する(※領収書は返却しない)

(※領収書には、被保険者名・領収日・インフルエンザ予防接種、病院名が記載されていること)

※レシート不可

インフルエンザの領収書は、医療費控除の対象にはなりません。

6. 補助方法 事業所の健保事務担当者(総務)に領収書を提出する。
後日、担当者経由で支給する。

※ 接種に対する注意事項(必ず読んでください)

予防接種を受けてもインフルエンザを100%回避できるものではありませんが、健康被害を最小限にとどめることが期待できます。インフルエンザに対するワクチンには、個人差はありますが、その効果が現れるまで通常2週間程度かかり、約5か月間その効果が持続するとされています。予防接種は副作用もありますので、医療機関にて接種に際しての注意事項の確認を必ず行ってください。

